

受付番号：2017-1-553

課題名：眼感染症に関する後ろ向き多施設共同研究

## 1. 研究の対象

平成29年9月30日までに当院を受診した眼感染症患者の方を対象とする。眼感染症としては、眼瞼炎、結膜炎、涙嚢炎、角膜炎、虹彩毛様体炎、網脈絡膜炎など、微生物によって引き起こされる眼疾患すべてを対象とする。

## 2. 研究目的・方法

眼感染症は、ウイルス、細菌、真菌、寄生虫などの微生物により引き起こされ、眼瞼炎、結膜炎、涙嚢炎、角膜炎、虹彩毛様体炎、網脈絡膜炎など、感染部位によって極めて多彩な臨床所見を呈するが、いずれも患者のQuality of life (QOL)を著しく低下させうる疾患である。通常、抗菌薬や抗ウイルス薬などによる治療が行われるが、他者への感染力の強い疾患や、治療抵抗性のある疾患、再発性の疾患も多く、感染予防や治療成績の向上のためには、より詳細な臨床病態の解明が必要とされている。

本研究では、眼感染症患者の診療録の記載内容及び検査所見を用いて、社会的に重要性の高い眼疾患である眼感染症の発症、進行、治療に関連する因子及び疾患的特徴を明らかにすることを目的とする。本研究の成果は、眼感染症の病態解明、早期発見、早期治療及び新規治療の確立に寄与する可能性があることから、本研究は眼感染症患者の診療及び眼感染症による視覚障害の減少に貢献することが期待される。

研究期間は2017年10月～2022年9月である。

## 3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：カルテ番号、病歴、治療歴、問診情報、診察所見、眼科検査所見（視力、眼圧、眼所見、眼底写真、光干渉断層計等）、その他検査所見（血液検査、微生物検査、レントゲン、CT、MRI等）等

## 4. 外部への試料・情報の提供

共同研究機関への提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

## 5. 研究組織

岐阜大学医学部附属病院 眼科 望月清文

群馬大学医学部附属病院 眼科 戸所大輔

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：横倉俊二

東北大学病院 眼科

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1

TEL 022-717-7294 FAX 022-717-7298

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ

せ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合